

オ 審議会その他の附属機関における委員の公募

(ア) 委員を公募するに当たっては、応募方法を明確にして行います。

公募委員の割合は、法律や条例で定められた審議会等の目的や内容により構成します。

- ① 審議会の名称
- ② 目的
- ③ 審議内容
- ④ 委員の任期
- ⑤ 公募する委員の人数
- ⑥ 応募資格及び応募方法 など

(イ) 公募委員の選考をします。

選考は「花巻市審議会等公募委員選考要綱」に基づき行います。

(ウ) 審議会等を開催します。

審議会等を開催する際には、市民が出席しやすい日時の設定などに配慮します。

なお、審議会等の公開は「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき行います。

(エ) 会議録等により結果を公表します。

会議資料及び会議録の公開は「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき行います。

【ガイドラインで示す上記のほか適切と判断される方法の例】

カ 関係団体等からの意見聴取

(ア) 関係団体等への開催通知をします。

直接関係する団体等から具体的な意見を聞くことができるよう、関係団体等の把握に留意します。

関係団体の代表者個人の意見だけでなく、団体内部でも具体的に検討していただけるよう、資料を事前送付するものとしします。

- ① 名称
- ② 目的
- ③ 対象事項の概要
- ④ 開催日時及び場所 など

(イ) 担当部署は対象事項の説明を行います。

資料を用いて説明する場合は、関係団体等がより具体的な意見を出せるよう資料の工夫をします。

(ウ) 説明を基に意見をお聞きします。

関係団体等の中で利害の対立する場合も想定されるため、進行には十分留意するとともに、開催時間を分けて行うなどの検討も必要です。また、発言の際は、所属団体名や氏名をお聞きするなど、発言には責任を持っていただくよう工夫が必要です。

(エ) 関係団体等からの意見聴取の結果として、期間(期日)、会場、参加者数、意見数及び意見の要旨などを市民へ公表します。

オ 審議会その他の附属機関における委員の公募

応募者がいない場合も含みます。審議会その他の附属機関で公募枠を設けていない場合は、カ-関係団体等からの意見聴取になります。

(ア) 委員を公募するに当たっては、応募方法を明確にして行います。

公募委員の割合は、法律や条例で定められた審議会等の目的や内容により構成します。

- ① 審議会の名称
- ② 目的
- ③ 審議内容
- ④ 委員の任期
- ⑤ 公募する委員の人数
- ⑥ 応募資格及び応募方法 など

(イ) 公募委員の選考をします。

選考は「花巻市審議会等公募委員選考要綱」に基づき行います。

(ウ) 審議会等を開催します。

審議会等を開催する際には、市民が出席しやすい日時の設定などに配慮します。

なお、審議会等の公開は「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき行います。

(エ) 会議録等により結果を公表します。

会議資料及び会議録の公開は「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき行います。

【ガイドラインで示す上記のほか適切と判断される方法の例】

カ 関係団体等からの意見聴取

(ア) 関係団体等への開催通知をします。

直接関係する団体等から具体的な意見を聞くことができるよう、関係団体等の把握に留意します。

関係団体の代表者個人の意見だけでなく、団体内部でも具体的に検討していただけるよう、資料を事前送付するものとしします。

- ① 名称
- ② 目的
- ③ 対象事項の概要
- ④ 開催日時及び場所 など

(イ) 担当部署は対象事項の説明を行います。

資料を用いて説明する場合は、関係団体等がより具体的な意見を出せるよう資料の工夫をします。

(ウ) 説明を基に意見をお聞きします。

関係団体等の中で利害の対立する場合も想定されるため、進行には十分留意するとともに、開催時間を分けて行うなどの検討も必要です。また、発言の際は、所属団体名や氏名をお聞きするなど、発言には責任を持っていただくよう工夫が必要です。

(エ) 関係団体等からの意見聴取の結果として、期間(期日)、会場、参加者数、意見数及び意見の要旨などを市民へ公表します。

キ (略)

(3)~(4) (略)

3~4 (略)

キ (略)

(3)~(4) (略)

3~4 (略)